

サイバーリスク保険制度のご案内

従来の情報漏えい保険制度をバージョンアップしました

セキュリティだけでは、
もう会社を守れない。

JUAS会員向け
サイバーリスク保険制度
3つのポイント！

ポイント①

基本補償での「情報漏えい」に加え、「サイバー攻撃による対人・対物事故」や「コンピュータシステム損傷費用」、更に「緊急対応費用」も補償！

ポイント②

個人情報の管理委託先事業者やIT業務の下請業者・販売業者等については求償権を行使しません。

ポイント③

平時のリスク軽減サービスとして、サイバーリスク・モニタリングサービスを新設！

サイバー保険の加入率

2020年に17.3%の加入率が
2024年には40.4%と2.3倍の大幅上昇
出典：NRI Secure「企業における情報セキュリティ実態調査2024」
独立行政法人情報処理推進機構（IPA）セキュリティセンターが公表した「情報セキュリティ10大脅威（組織編）2025」によると、上位3つの脅威は以下のとおりです。1位と2位は3年連続で変わらず、3位の「システムの脆弱性を突いた攻撃」は脅威がさらに高まっています。

- 1位：ランサムウェアによる被害
 - 2位：サプライチェーンや委託先を狙った攻撃
 - 3位：システムの脆弱性を突いた攻撃
- 出典：独立行政法人
情報処理推進機構（IPA）セキュリティセンター
「情報セキュリティ10大脅威（組織編）2025」

サイバーリスク対策は「経営の問題」として本制度をご検討下さい！

サイバーセキュリティ経営ガイドラインVer3.0では「サイバーセキュリティリスクの特定と対策の実装」の項目において、「サイバー保険の活用」が対策手段の一つとされています。JUAS会員向けのサイバーリスク保険制度はリスクファイナンス手法として多くの会員企業様にご採用頂いております。

日々進化するサイバー攻撃に備える

JUAS会員専用の サイバーリスク保険制度

をご用意しました。

保険期間：2026年3月1日午後4時から2027年3月1日午後4時

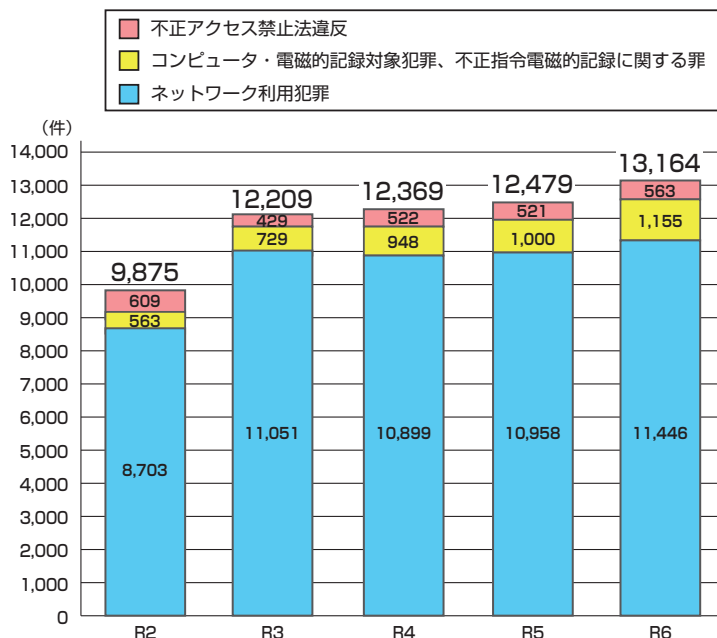
募集期間：2026年2月16日 ※保険期間途中での加入も可能です。

「お問い合わせ先」および「加入方法」は、最終ページをご覧ください。

情報漏えい・不正アクセスへの備えは大丈夫ですか？

サイバー犯罪は増加傾向にあり、企業にはセキュリティ対策が求められております。

サイバー犯罪の検挙件数の推移



(出典) 令和6年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について

不正アクセスの発生件数が増加傾向であり、手口も巧妙化してきております。

また標的企業(大企業)の守りが固い場合には、標的にたどり着くため、周辺企業(子会社・取引企業)から攻撃を仕掛ける「踏み台攻撃」も多く発生してきております。

サイバー犯罪の検挙件数が増加する中で、事業規模にかかわらず、企業にはセキュリティ対策が求められております。

改正個人情報保護法が成立

一定の基準を満たす個人情報の漏えいが発生した場合

(1) 個人情報保護委員会(※)への報告

(2) 漏えい対象となった被害者本人への通知 が義務化されました。

(※) 個人情報保護法を所管する政府機関であり、個人情報取扱事業者等に対して、必要な指導・助言や報告徴収・立入検査を行い、法令違反があった場合には、必要に応じて勧告・命令等を行います。

個人情報の漏えい起きた場合、実務においてどのような影響が生じるのでしょうか？

(1) 個人情報保護委員会への報告

- ・ 社内外の関係者と連携し、情報漏えいの事実関係の確認、影響範囲を特定
- ・ フォレンジック調査による情報漏えいの原因調査(例：サーバー1台あたり約 500～1,000万円の費用)
- ・ 個人情報保護委員会への報告書の作成 等

(2) 漏えい対象となった被害者本人への通知

- ・ 情報漏えいの被害者の特定および連絡先(住所、メールアドレス等)の確認
- ・ 通知内容および通知方法の検討
- ・ 郵送またはメール等による通知の実施



この報告と通知の対応により、一定の費用負担が生じます。加えて、被害者本人へのお見舞金のお支払い、被害者からの損害賠償請求(集団訴訟を含む)によって、更なる経済負担が生じることも懸念されます。

情報漏えい・不正アクセスへの備えは大丈夫ですか？

情報漏えいや不正アクセスが発生した際に、多額の費用が発生します。

● 事故例と支出例について ●



初動対応

不正アクセス
等発見

不正アクセス、DoS攻撃、
不正プログラムの送付 等

■ 事故例 ■

A社の業務用パソコンに不正なプログラム（マルウェア）に感染していることが判明した。感染したパソコンからは、同社の顧客情報が漏えいしている可能性があり、A社は、自社のホームページ上で、情報漏えいのおそれがあることについて外部に公表した。同時にA社は、その原因や影響等について調査を実施するために、専門業者へ相談を開始した。

<支出>

- 被害状況の把握 100万円
- 原因調査・証拠保全の実施 200万円

合 計 300万円



事故対応

重大事故
判明

情報漏えい・第三者賠償
システムダウン・データ損壊 等

■ 事故例 ■

調査の結果、約3,000件分の個人情報および法人情報が外部に漏えいしていることが判明した。外部機関に緊急対応のコンサルティングを依頼し、被害者へのお詫び状の送付等の対応を行ったが、情報が漏えいした一部の顧客から、プライバシーの侵害を理由に損害賠償請求を提起された。また一部のデータ消失していたため、外部機関に復旧対応の依頼を行った。

<支出>

- 見舞金支払い(1名500円) 150万円
- 損害賠償金 3,000万円
- 弁護士費用 300万円
- データ復旧費用 300万円

合 計 3,750万円

Pマーク付与事業者は、情報漏えい事故が発生した場合、審査機関への報告が必要です。

Pマーク付与事業者は、情報漏えいが発生した場合に、審査機関への報告が必要となります。情報漏えい事故の原因が不正アクセスであった場合、不正アクセスを受けた被害者であるにもかかわらず、原因調査費用等の負担が発生する可能性があります。

(ご参考) Pマーク付与事業者の事故報告件数

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事業者数	939	1,045	1,460	1,952	1,866
事故報告件数	2,644	3,048	7,009	9,208	9,322
Pマーク付与事業者数	16,678	16,957	17,480	17,681	17,793
事故報告事業者割合	5.6%	6.2%	8.4%	11.0%	10.5%

(出典) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)
(2024年度)「個人情報の取扱いにおける事故報告集計結果」

不正アクセスを完全に防ぐことは困難です。万が一の事態に備え「サイバーリスク保険」をおすすめします！

JUAS会員専用 サイバーリスク保険の概要(基本補償)

Point 1

コンピュータシステム(他人のためのコンピュータシステムを除きます。)の所有・使用・管理に起因して発生した他人の事業の休止・阻害、情報の漏えいまたはそのおそれ、人格権・著作権等の侵害等、「サイバー攻撃」に伴い発生する損害賠償金や各種費用をまとめて補償します!

損害賠償

- ・損害賠償金
- ・争訟費用 等

情報漏えい時の対応費用

- ・見舞金
- ・再発防止費用 等

サイバー攻撃への対応費用

- ・原因・被害範囲調査費用
- ・データ等復旧費用
- ・コンサルティング費用
- ・再発防止費用 等

Point 2

情報漏えいの有無にかかわらず、サイバー攻撃を受けた際に発生する各種費用(データ等復旧費用、原因・被害範囲調査費用等)を補償します!

サイバー攻撃のおそれの発見

情報漏えいのおそれが発生

従来型の
個人情報漏えい保険

原因調査(フォレンジック)費用、
コンサルティング費用、
賠償金、見舞金等が保険の対象

JUAS会員専用
サイバーリスク保険

サイバー攻撃有無確認費用等が
保険の対象

原因・被害範囲調査(フォレンジック)費用、
コンサルティング費用、コンピュータシステム
復旧費用、再発防止費用、公的調査対応費用、
賠償金、見舞金等が保険の対象

被害を最小限に食い止め、リスクの軽減を図ることができます!

Point 3

「サイバーリスク総合支援サービス」をご利用いただけます(詳細はP.4をご参照ください。)

情報提供

(従業員向け)
教育支援ツール

リスク診断

専門業者の紹介

サイバー攻撃とは

コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為(正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。)をいい、次の行為を含みます。

ア. コンピュータシステムへの不正アクセス










イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為

ウ. マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール(他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。)

エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為

セキュリティ対策の全体像とご利用いただけるサービス

JUAS会員専用のサイバーリスク保険なら、平時も万が一の事故発生時も、総合的なサポートを提供させていただきます。

	平時の対策	保険による対策	事故発生時の対策
サイバー関連情報のご提供		第三者への賠償責任 	調査・応急対応 
教育支援ツールのご提供		情報漏えい時の対応費用 	緊急時広報支援 
ベンチマークレポートサービス		原因調査・コンピュータシステム復旧費用 	コールセンター設置支援 

サイバーリスク総合支援サービスのご案内

サイバーリスクに関連する次のサービスをご用意しております。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

サービス	概要	ご利用対象	提供主体
情報・ツール提供サービス (無料)	サイバーリスクニュースのご提供 直近に発生したインシデント(情報管理やシステム運用に関する保安上の脅威となる事象)の解説、サイバー攻撃の実態等のサイバー関連情報をご提供いたします。	無料会員登録者様限定	東京海上日動サイバーリスク情報センター
	リスク情報誌のご提供 サイバー関連の詳細情報誌をご提供いたします。		
ベンチマークレポートサービス (無料)	サイバーリスクに備える従業員実践テキスト 従業員教育のためのテキストを練習問題付きでご提供いたします。	サイバーリスク保険ご契約者様限定	東京海上日動サイバーリスク情報センター
緊急時ホットラインサービス (無料)	お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、専用ダイヤルにて、365日24時間サイバー専門組織が対応し、初動対応から保険金請求、再発防止に至るまでワンストップでご支援します。	サイバーリスク保険ご契約者様限定	東京海上日動
簡易リスク診断サービス (無料)	一定のシナリオに基づいたサイバーリスクに関する想定最大損害額(PML)を簡易算出し、定量的にリスク診断を実施いたします。	どなた様でもご利用いただけます。	東京海上日動
専門事業者紹介サービス	平時の紹介サービス 事故発生前のセキュリティコンサルティングや脆弱性診断、セキュリティログ監視等、お客様のご希望に応じた専門事業者をご紹介します。	どなた様でもご利用いただけます。	東京海上日動サイバーリスク情報センター
	インシデント発生時の紹介サービス 事故発生後の駆けつけ支援、調査・応急対応支援、コールセンター設置支援等、お客様のご希望に応じた専門事業者をご紹介します。		

本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります

専門事業者紹介サービスのご注意	<p>■本サービスは、ご紹介のみのサービスとなりますので、ご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京海上日動がご紹介する事業者とのお契約は、お客様ご自身のご判断で実施いただくことになります。 東京海上日動がご紹介する事業者と必ずお契約いただけることを保証するものではありません。 東京海上日動がご紹介する事業者との間でサービス委託料等が発生した場合は、全額お客様ご自身の負担となります。 <p>■本サービスをご利用の際は、利用申込書の「重要事項」を必ずご確認ください。</p>
-----------------	--

Tokio Cyber Portのご案内

サイバーセキュリティの情報・ノウハウを日常的に収集できるサイトです。会員登録にあたりましては、課支社コード：8514、代理店コード：7510を入力ください。

アクセスはこちら



パソコンはこちら

東京海上日動 Tokio Cyber Port

検索

<https://tokiocyberport.tokiomarine-nichido.co.jp/cybersecurity/s/>

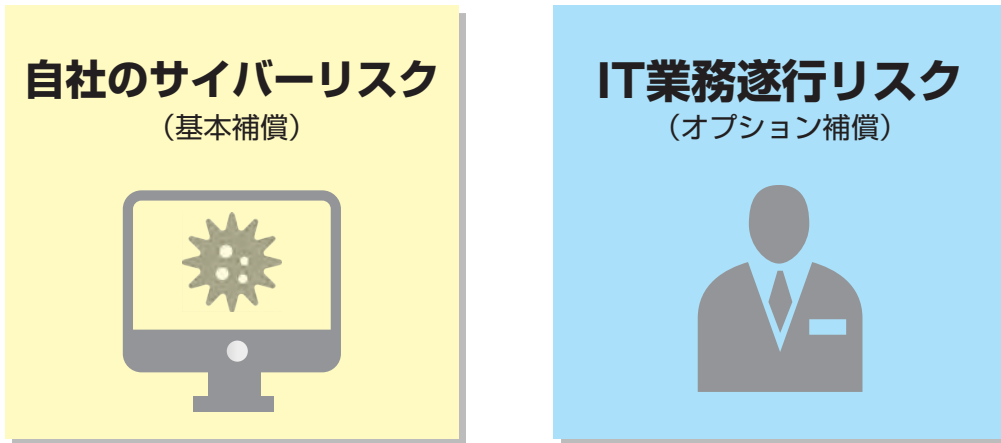


スマートフォン、タブレットはこちら



Point

オプション補償の加入により、基本補償(P.3に記載の内容)に加え、ソフトウェア開発やプログラム作成業務といった「IT事業者としてのリスク」をカバーします。



オプション補償に加入すれば、IT事業者としてのリスクもカバーされます

補償対象となるIT業務

オプション補償で対象となるIT業務は、次のとおりです

システム設計・ソフトウェア開発業務

- (例)
- ・受託開発ソフトウェア業務
 - ・プログラム作成業務
 - ・情報システム開発
 - ・組込みソフトウェア業務、パッケージソフトウェア業務
 - ・システムインテグレーションサービス
 - ・HPの制作(プログラム作成含む)
 - ・クラウドサービス(ソフトウェア開発含む)



情報処理提供サービス業務

- (例)
- ・受託計算サービス
 - ・データエントリー
 - ・マシンタイムサービス・バウチサービス
 - ・情報処理システム管理運営サービス
 - ・VAN サービス
 - ・データベースサービス



ポータルサイト・サーバ運営業務

- (例)
- ・インターネットショッピングモール・サイト(自社製品・商品の販売のみを目的として運営するサイトを含みません。)運営
 - ・インターネットオークションサイト運営
 - ・ウェブ情報検索サービス
 - ・サーバホスティングサービス
 - ・サーバハウジングサービス



アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務

- (例)
- ・ASP業務など他の企業からソフトウェアを購入し、オフィス・アプリケーションを複数の利用者にコンピュータシステム経由で提供し、利用料を徴収するサービス業務
 - ・ウェブコンテンツ配信



インターネット利用サポート業務

- (例)
- ・情報ネットワーク・セキュリティサービス業務



システム保守・運用業務

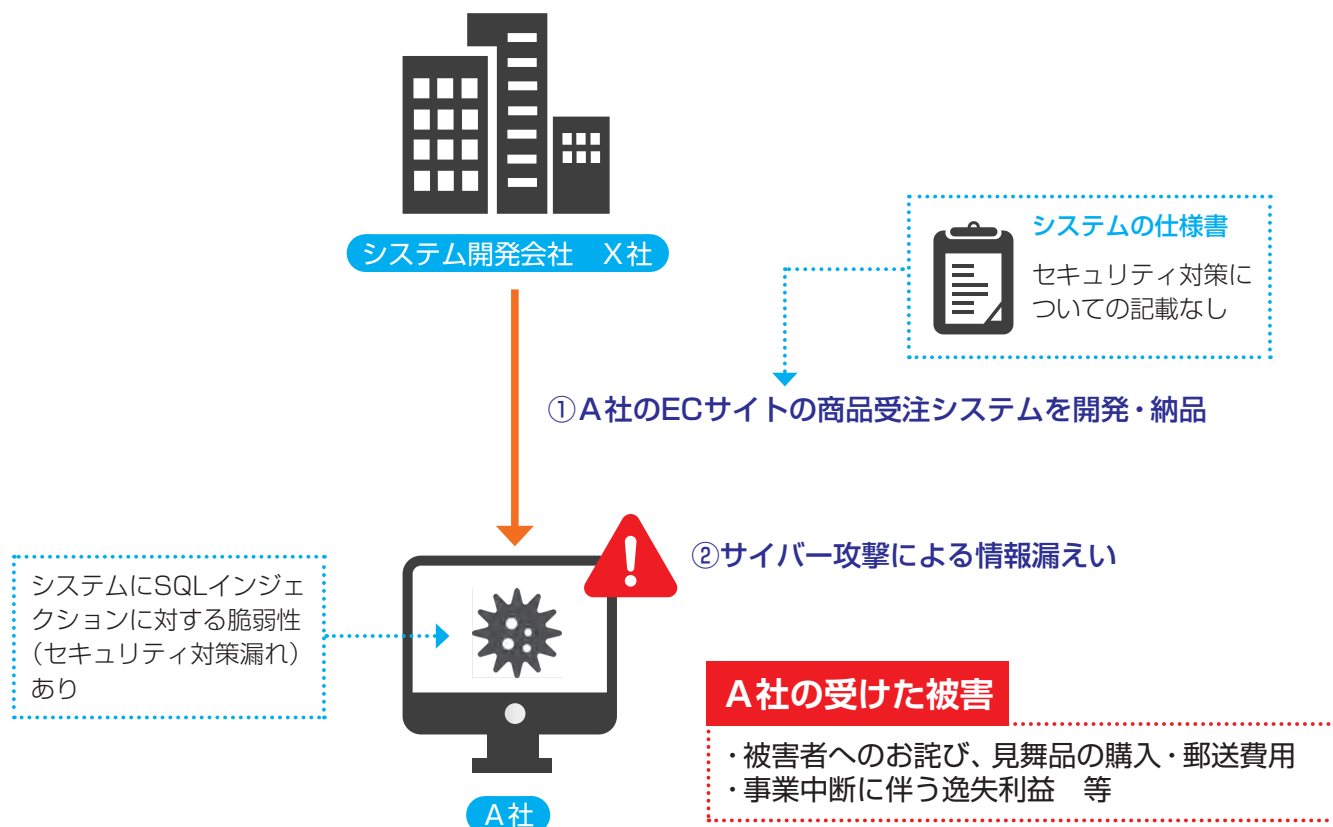
- (例)
- ・システム保守・運用サービス
 - ・ハードウェア保守
 - ・ファシリティ・マネジメント



電気通信事業法が規定する電気通信業務

その他これらに準じる業務

システム開発会社は、契約書等でシステムのセキュリティに関する明確な取り決めがなくても、最低限のセキュリティ対策を行わないと、法的責任を問われる可能性があります。



事例 ※実際の事故を基に一部加工

① X社がA社のECサイトの商品受注システムを開発

システムの仕様書にセキュリティ対策に関する記載は無かった。

② 当該システムが外部からの不正アクセスを受け顧客のクレジットカード情報が漏えい

システムのSQLインジェクション脆弱性が原因であり、X社がセキュリティ対策を怠ったとして、謝罪・対応・調査等の費用、売上減少による損害等についてA社はX社に損害賠償を請求、裁判所に提訴

③ X社が敗訴、損害賠償責任を負う

システムの仕様書にセキュリティ対策に関する記載は無かったが、**X社は専門家として必要なセキュリティ対策を講じる義務**があり、SQLインジェクション対策を怠ったことはX社の**重過失**だと認定された。A社が負担した各種費用、事業中断に伴う逸失利益等に対する損害賠償額が認定された。

約2,300万円

期待
効果

万が一、システムのセキュリティ対策の不備について法的責任を問われた場合も補償の対象となります。

【ご参考資料】JUAS会員専用 サイバーリスク保険制度 Q&A集

Q1 JUAS会員専用 サイバーリスク保険制度の補償の特長は？

- ① JUAS会員専用のサイバーリスク保険なら、**サイバー攻撃のおそれの発見時点から**その対応費用を補償します。
外部通報によりサイバー攻撃が疑われる事象が発見され、結果的にサイバー攻撃がなかった場合においても、外部調査の依頼費用等をサイバー攻撃対応費用として補償します。
- ② **個人情報**の漏えい時の見舞金等の支払いに関する**公表要件**も、被害者に対するお詫び状の送付で対応が可能です。
- ③ さらに、**コンピュータシステム復旧費用、クレジットカード不正使用のモニタリング費用**まで補償されます。

Q2 個人情報は、ほとんど扱っていないけど・・・？

個人情報をあまり取り扱わない企業でも、2016年1月から利用が開始された「マイナンバー」への対策が求められています。マイナンバー制度の利用が始まると、企業は、官公庁や自治体に提出する書面にマイナンバーを記載することが必要になるため、従業員・顧客の個人番号や法人番号を管理する仕組みと安全管理措置が必要となります。そのため、業務プロセスや情報システムの改修が必要となります。

また、マイナンバーは、従来の個人情報に比べて結び付けられる情報の範囲が広く、不正に扱われるリスクが高い情報であるため、マイナンバー漏えい時の罰則についても従来の個人情報に比べ強化されています。**収集したマイナンバーが漏えいした場合には法律で罰せられることがありますので、企業はマイナンバーの漏えい対策を万全にする必要があります。**JUAS会員専用のサイバーリスク保険なら、万が一、マイナンバーを含む個人情報や法人情報が漏えいしてしまった場合の損害にも備えることができますので、この機会にぜひご加入をご検討ください。

Q3 途中で加入することは出来ないの？

可能です（ただし、毎月1日が補償開始日となります。）。詳細については代理店までお問い合わせください。一方、情報漏えい事故が経営に与えるリスクは日に日に大きくなっておりますので、2026年3月1日始期でのご加入のご検討をおすすめいたします。

Q4 マイナンバーの漏えいも補償対象となるのか？

マイナンバー（個人番号）は約款上の「個人情報」の定義に含まれます（※1）ので、**マイナンバー（個人番号）の漏えい**に起因した事故も補償の対象となります。また、マイナンバーが単体で漏えいした場合には、それがマイナンバーであることが確認できる場合には補償の対象となります（マイナンバー自体は単なる12ケタの番号であるため、それがマイナンバーだと判断できない場合には、個人情報には該当しません。）。

マイナンバー制度は、大きく分けて「個人番号」に関する制度と、「法人番号」に関する制度に分かれますが、**法人番号制度における「法人番号」は、「個人番号」と異なり、厳格な情報管理規制はなく、一般に公表され自由に流通させることができます。このために約款上の「法人情報の定義」（※2）に当てはまらないため、補償の対象外となります。**

（※1）「個人情報」の定義

記名被保険者（貴社）以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（氏名のみ情報、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。）

イ. 個人識別符号（*）が含まれるもの

（*）個人識別符号とは、マイナンバー・運転免許証番号・旅券番号・基礎年金番号・保険証番号、このほか個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号をいいます。

（※2）「法人情報」の定義

記名被保険者（貴社）以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。

Q5 分割支払いにはできないのか？

申し訳ございませんが、一括払いのみとなります。

Q6 既に個人情報漏えい保険に加入しているけど・・・？

JUAS会員専用のサイバーリスク保険は、**従来の「個人情報漏えい保険」と補償が異なる部分があります。**詳細は募集代理店よりご説明いたしますので、海上商事株式会社（TEL：03-3320-4501）までお問い合わせください。

Q7 IT事業者としての業務遂行リスクをカバーするオプション補償だけに加入は出来ないの？

申し訳ございませんが、基本補償にも必ずご加入頂く必要があります。

ご契約プラン&保険料について(基本補償)

ご契約プラン

	賠償責任(支払限度額)※1		サイバーセキュリティ事故対応費用(支払限度額)抜粋※2 費用全体の支払限度額(1事故(訴訟対応費用は1請求)・保険期間中) Cプラン:5千万円、Bプラン:2千万円、Aプラン:1千万円			
	1請求	保険期間中	サイバー攻撃対応費用、原因・被害範囲調査費用、相談費用	訴訟対応費用	再発防止費用	コンピュータシステム復旧費用
Cプラン※3	3億円	3億円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	300万円
Bプラン※3	2億円	2億円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	300万円
Aプラン※3	1億円	1億円	500万円	1,000万円	1,000万円	300万円

※1 この保険契約においてお支払いする保険金の額は、(1)損害賠償責任に関する補償・(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償およびその他の特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、基本補償の賠償責任部分で設定された保険期間中支払限度額が限度となります。詳細はP.10をご確認ください。

※2 個別の支払限度額および縮小支払割合が設定されている費用項目があります。詳細はP.12~13をご確認ください。

※3 ABCプランとも「サイバー攻撃による対人・対物事故担保特約」、「求償権不行使特約」が付帯されております。詳細はP.14をご参照下さい。

* 免責金額は賠償責任およびサイバーセキュリティ事故対応費用ともに設定しておりません(=0円です)。

* 詳細については、取扱代理店までご確認ください。

保険料(例)【基本補償】

保険料(年間)は、①業種②年間の売上高③プランで決定します。

①情報サービス業・電気通信業 ②年間売上高:3億円の場合の各プランは以下の通りです。

売上高	年間保険料		
	Cプラン	Bプラン	Aプラン
3億円	222,230円	198,410円	171,200円

※ご加入時に把握可能な最近の会計年度等の売上高に基づいて保険料を算出します。保険期間終了後の保険料精算は行いません。

なお、ご申告いただいた売上高がご加入時に把握可能な最近の会計年度等の売上高に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払いすることになりますので、ご注意ください。

※売上高50億円以上の企業様については、代理店までご相談ください。

IT事業者リスクカバー(オプション補償)へのご加入を希望される場合は、下記の保険料表をご確認の上、加算頂く必要があります。

保険料(例)【オプション補償:IT事業者リスクカバー】

・オプション補償の保険料(年間)は、①IT事業の中の「ソフトウェア開発」「プログラム作成業務」(IT業務A)についての年間売上高(売上Aといいます)、②それ以外のIT業務(IT業務B)についての年間売上高(売上Bといいます)で決定します。

①情報サービス業・電気通信業 ②年間売上高:3億円の場合の各プランは以下の通りです。

売上高	Cプラン		Bプラン		Aプラン	
	IT業務A	IT業務B	IT業務A	IT業務B	IT業務A	IT業務B
3億円	676,660円	170,410円	644,950円	162,410円	577,270円	145,380円

※ご加入時に把握可能な最近の会計年度等の売上高に基づいて保険料を算出します。保険期間終了後の保険料精算は行いません。

なお、ご申告いただいた売上高がご加入時に把握可能な最近の会計年度等の売上高に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払いすることになりますので、ご注意ください。

支払限度額について

- ・オプション補償に加入された場合、各プランの支払限度額は、P.8・P.12～13に記載の表と同一となります。また、支払限度額は基本補償と合算（共有）で適用されます。
- ・賠償責任に関して、基本補償、オプション補償における、賠償責任部分のすべての保険金を合算して、P.8に記載の賠償責任部分の保険期間中支払限度額が限度となります。
- ・サイバーセキュリティ事故対応費用に関しても、基本補償、オプション補償について、P.12～13に記載された支払限度額が共有で適用されます。

被保険者の範囲および商品構成について

被保険者の範囲

保険契約者	この保険は、一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会をご契約者とし、一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会会員を記名被保険者とするサイバーリスク保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、ご契約者である一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会が有します。
記名被保険者（ご加入者）	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会会員の皆様 一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会会員以外の方は、この保険に加入することができませんのでご注意ください。
被保険者	・記名被保険者 ・記名被保険者の役員または使用人（記名被保険者の業務に関する場合に限り。）

商品構成

	商品構成	主な補償内容
賠償責任保険 普通保険約款 ＋ サイバーリスク 特別約款	(1)損害賠償責任に関する補償 コンピュータシステム(他人のためのコンピュータシステムを除きます。)の所有・使用・管理に起因して発生した他人の事業の休止・障害、情報の漏えいまたはそのおそれ、人格権・著作権等の侵害等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。詳細はP.9～11をご参照ください。	損害賠償金 争訟費用、協力費用
	(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償 情報の漏えい、サイバー攻撃等に起因して一定期間内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。詳細はP.11～13をご参照ください。	緊急対応費用、サイバー攻撃対応費用、コンピュータシステム復旧費用、再発防止費用、訴訟対応費用 等

【賠償責任部分】

補償の詳細内容（基本補償）

保険金をお支払いする場合

次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

①ITユーザー行為(※1)に起因して発生したいずれかの事由(②および③を除きます。)

ア. 他人の事業の休止または障害

イ. 磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損
(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り。)

ウ. アまたはイ以外の不測の事由による他人の損失の発生

②情報の漏えいまたはそのおそれ

③人格権・著作権等の侵害^(※4)(②を除きます。)

※上記の事由が日本国外で発生した場合も補償対象となります。

※日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

(※1) 記名被保険者の業務における次の行為をいいます。

ア. コンピュータシステム^(※2)の所有・使用・管理。ただし、他人のためのコンピュータシステム^(※3)の所有・使用・管理を除きます。

イ. アのコンピュータシステムを使用して行うプログラム・データの提供(記名被保険者が所有・使用・管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。)。ただし、プログラム・データ自体を記名被保険者の商品・サービスとして他人に提供する場合を除きます。

(※2) 情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。

(※3) 記名被保険者が他人のために開発・販売・提供するコンピュータシステムをいいます。ただし、記名被保険者の広告・宣伝またはその商品・サービスの販売・利用促進のみを目的として他人に提供するアプリケーション・ウェブサイト等であって、そのすべてを無償で利用させるものを除きます。

(※4) 記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータベース・ソフトウェア等による、文書・音声・図画等の表示または配信(記名被保険者が対価・報酬を受領して他人に提供するものを除きます。))によって生じた他人の著作権・意匠権・商標権・人格権・ドメイン名の侵害をいいます。

「情報の漏えい^(※5)」とは電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。ア. 個人情報 イ. 法人情報 ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報(記名被保険者に関する情報を除きます。)[「個人情報」と「法人情報」の定義については、P.7の「Q4」をご確認ください。]

(※5) 「漏えい」とは次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。

ア. 個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと(※6)

イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと(※6)

ウ. 個人情報または法人情報以外の公表されていない情報が、第三者(その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。)に知られたこと(※6)

(※6) 知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

支払限度額等

賠償責任部分でお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご契約プランの賠償責任部分の支払限度額(1請求・保険期間中ごとに設定)が限度となります。また、賠償責任部分でお支払いするすべての保険金(P.9~11)記載の法律上の損害賠償金および費用を合算して、ご契約プランの賠償責任部分の支払限度額(保険期間中)が限度となります。この保険契約においてお支払いする保険金の額は、賠償責任部分、サイバーセキュリティ事故対応費用部分、その他の特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、ご契約プランの賠償責任部分の支払限度額(保険期間中)(※)が限度となります。

お支払いの対象となる損害

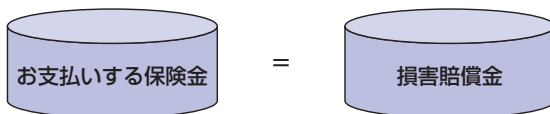
法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)
協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

※詳細はご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款でご確認ください。

保険金のお支払い方法

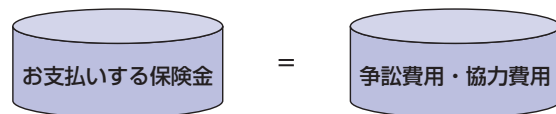
【法律上の損害賠償金】

合計額に対して、保険金をお支払いします。



【争訟費用・協力費用】

合計額に対して、保険金をお支払いします。



※保険金の支払限度額については、P.8、9、10、11 をご確認ください。

【サイバーセキュリティ事故対応費用部分】

補償の内容詳細

保険金をお支払いする場合(基本補償)

P.12、13の表記載の費用を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します(その額および用途が社会通念上、妥当であるものに限り)。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故(*1)を保険期間中に発見した場合(*2)に限ります。

セキュリティ事故とは

次のものをいいます。ただし、⑤は、緊急対応費用・サイバー攻撃対応費用についてのみセキュリティ事故に含まれるものとします。

- ① ITユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由(②および③を除きます。)
 - ア. 他人の事業の休止または阻害
 - イ. 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り。)
 - ウ. アまたはイ以外の不測の事由による他人の損失の発生
- ② 情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 人格権・著作権等の侵害(②を除きます。)
- ④ 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステム(他人のためのコンピュータシステムを除きます。)に対するサイバー攻撃
- ⑤ ④のおそれ

(*1) セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

(*2) 訴訟対応費用については、保険期間中に被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合に限ります。緊急対応費用については、固有のお支払条件があります。詳細はP.12をご参照ください。

保険金をお支払いする場合(オプション補償)

基本補償の費用部分で補償対象とする「セキュリティ事故」に「IT業務の遂行によって生じた上記①の事由」を追加することにより、上記①の事由に対応するために被保険者がサイバーセキュリティ事故対応費用(再発防止費用を除きます。)を負担することによって生じた損害を補償します。

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

- ①から⑦までの費用については事故対応期間内に生じた費用、⑧の費用については保険期間中に被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合の費用に限ります。
- 各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、下表「各費用固有の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。
- すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。
- 各費用固有の支払限度額は、費用全体の支払限度額に対して内枠で適用されます。
- この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、賠償責任部分で設定された保険期間中支払限度額が限度となります。

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
①緊急対応費用(※1)	サイバー攻撃のおそれの発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要かつ有益な次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象が発見されており、かつ、その事象に基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合にその対応に要した費用に限ります。 ア. コンピュータシステムの遮断対応を外部委託するための費用。ただし、②サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 イ. サイバー攻撃の有無を判断するために外部機関へ調査を依頼する費用。ただし、②サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 ウ. サイバー攻撃のおそれの原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全にかかる費用 エ. サイバー攻撃のおそれに対応するために直接必要な次の費用 (ア) 弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬を除きます。) (イ) コンサルティング費用。ただし、セキュリティ事故の再発防止に関するコンサルティング費用を除きます。	90%	1事故・保険期間中 1,000万円	
②サイバー攻撃対応費用	セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報(※3)によって発見されていたときに支出する費用に限ります。 ア. コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。	100%		
③原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。		1事故・保険期間中	1事故(※1)・ 保険期間中
④相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。 ア. 弁護士費用 弁護士報酬(個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。)をいいます。ただし、次のものを除きます。 (ア) 保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 (イ) 刑事事件に関する委任にかかる費用 (ウ) 「⑥ その他事故対応費用 コ. 損害賠償請求費用」の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用(個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。) ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用(アおよびイを除きます。)	100%	1事故・保険期間中 Cプラン: 1,000万円 Bプラン: 1,000万円 Aプラン: 500万円 (※2)	Cプラン: 5,000万円 Bプラン: 2,000万円 Aプラン: 1,000万円
⑤コンピュータシステム復旧費用(※4)	次の費用をいいます。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失、破壊、改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用・管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作または再取得にかかる費用 イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。)が発生した場合に要した次の費用 (ア) コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(携帯電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 (イ) 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用(敷金その他 賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。)ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用(付随する土地の賃借費用を含みます。)および撤去費用	100%	1事故・保険期間中 300万円	

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
⑥その他 事故対応費用	次のアからコの費用をいいます。ただし、①～⑥、⑦～⑧の費用を除きます。 また、カ、クおよびケ(工)については、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、工に規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を知照するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。	100%	—	
	カ. 個人情報漏えい見舞費用(※4) 公表等の措置(※3)により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用 (ア)見舞金 (イ)金券(保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。)の購入費用 (ウ)見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。)	100%	被害者1名につき 1,000円	1事故(※1)・ 保険期間中 Cプラン: 5,000万円
	キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。)。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限ります。	100%	被害法人 1法人につき 5万円	Bプラン: 2,000万円 Aプラン: 1,000万円
⑥その他 事故対応費用	ク. クレジット情報モニタリング費用(※4) セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者とその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア)弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬・刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。) (イ)通信費 (ウ)記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ)コンサルティング費用(※4) コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関する損害賠償請求を行うための争訟費用	100%	—	
	同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます。ただし、人格権・著作権等の侵害による損害の再発防止のために支出する費用、③原因・被害範囲調査費用、④相談費用、⑤コンピュータシステム復旧費用、およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。	90%	1事故・保険期間中 1,000万円	
⑧訴訟対応 費用	次の費用のうち、この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1請求(※5)・ 保険期間中 Cプラン:5,000万円 Bプラン:2,000万円 Aプラン:1,000万円	

(※1)サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する(支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合を含みます。)より前に、引受保険会社(緊急時ホットラインサービス(P.4ご参照)を含みます。)にその事象の発生についてご連絡いただく必要があります。ご連絡がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。

(※2)②サイバー攻撃対応費用、③原因・被害範囲調査費用、④相談費用で共有します。

(※3)次のいずれかをいいます。

ア. 公的機関(サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)からの通報

イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告

(※4)引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。

(※5)訴訟対応費用については1請求となります。

〔その他特約〕

補償の内容詳細(特約) …全件付帯

(1) サイバー攻撃による対人・対物事故担保特約

保険金をお支払いする場合

A 賠償責任に関する補償

日本国内における記名被保険者にかかる業務に起因して、サイバー攻撃により日本国内で発生した他人の身体の障害または他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐欺(以下、対人・対物事故)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します(保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限りです。)

B サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

対人・対物事故について被保険者がサイバーセキュリティ事故対応費用を負担することによって生じた損害を補償します。また、サイバーセキュリティ事故対応費用の「その他事故対応費用」には、対人・対物事故が他人の身体の障害である場合において、その身体の障害について被保険者が支払う見舞金・香典または見舞品の購入費用について補償する「身体障害見舞費用」が追加されます。

支払限度額等

(a) 賠償責任に関する補償：各プランの賠償責任に関する補償と同じ(共有)

(b) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償：

「身体障害見舞費用以外」：各プランのサイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償と同じ(共有)費用に関する補償と同じ(共有)

「身体障害見舞費用」：身体障害を被った者1名10万円

保険金をお支払いしない主な場合

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

a. 航空機、船・車両(*)または医療機器の所有・使用・管理

b. 被保険者またはその業務の補助者が行う医療行為等の専門職業危険

c. 保険契約者または被保険者が行いまたは加担した盗取または詐欺 等

(*)ただし、次の事由に起因する損害については、適用されません。

(a) 保管、修理等を目的として寄託され、記名被保険者が管理する自動車または原動機付自転車に生じた損壊、盗取、紛失または詐欺

(b) 作業場または記名被保険者が所有、使用または管理する施設の内部における、記名被保険者による作業場内工作車の所有、使用または管理

(2) 求償権不行使特約

請求権代位により当社が取得した求償権のうち、被保険者以外の特定の者に対する求償権を行使しません。

次の者への求償権を不行使とします。

a. 個人情報の管理委託先事業者

b. IT業務の下請業者

c. IT業務の販売業者

補償の内容詳細(特約) …オプション補償の場合

IT業務担保特約

a. 損害賠償責任に関する補償

IT業務の遂行に起因して発生した次の事由(P.9「損害賠償責任に関する補償(基本補償)―保険金をお支払いする場合」の②・③の事由を除きます。)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

(a) 他人の事業の休止・阻害

(b) 磁気的・光学的に記録された他人のデータ・プログラムの滅失・破損(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限りです。)

(c) (a)または(b)以外の不測の事由による他人の損失の発生

b. サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

基本補償の費用部分で補償対象とする「セキュリティ事故」に「IT業務の遂行によって生じた上記aの事由」を追加することにより、上記aの事由に対応するために被保険者がサイバーセキュリティ事故対応費用(再発防止費用を除きます。)を負担することによって生じた損害を補償します。

〔支払限度額・免責金額〕

「損害賠償責任に関する補償(基本補償)/サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償(基本補償)」と同じ(共有)

保険金のお支払い対象とならない主な場合

この保険では、次の事由に起因する損害等に対しては、保険金をお支払いできません。
※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

【共通】

- ・保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規制・制限(以下「制裁等」といいます。)を受けるおそれがある場合
 - ア. 国際連合の決議に基づく制裁等
 - イ. 欧州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等
 - ウ. ア. またはイ. 以外の制裁等
- ・次の事由
 - ア. 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
 - ウ. 被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃
 - (ア)重要インフラサービスの利用、提供または維持
 - (イ)安全保障・防衛
- ・核燃料物質(使用済燃料を含みます。)またはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用

【賠償責任担保条項、サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項：共通】

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、その事由
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・次の行為
 - ア. 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行為
 - イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行われた行為

【賠償責任担保条項、サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項：共通】

- ・他人の身体の障害^(※1)
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺^(※1)。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合^(※1)
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止
- ・特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、この規定を適用しません。
 - ア. 人格権・著作権等の侵害(情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。)
 - イ. 記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害
- ・記名被保険者の直接の管理下にない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置(被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。)のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。)
- ・被保険者の暗号資産交換業の遂行に関連する事由
- ・被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任およびこれに伴って生じる費用
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの
- ・被保険者相互間における損害賠償請求
- ・被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版^(※2)

【賠償責任担保条項】

- ・生体情報の保護または取扱いに関する国内外の法または規則等の違反またはそのおそれに起因する賠償責任。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害については、この規定を適用しません。
- ・記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の事由に起因する賠償責任
 - ア. 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証券等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動
 - イ. 不正な為替取引・資金移動

【賠償責任担保条項、サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項：ITユーザー行為に起因する事故^(※3)固有】

- ・通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし

【賠償責任担保条項、サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項：情報の漏えいまたはそのおそれの事故固有】

- ・被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたることとなされた損害賠償請求

保険金のお支払い対象とならない主な場合

【賠償責任担保条項、サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項：人格権・著作権等の侵害事故^(※4)固有】

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律もしくは不当景品類及び不当表示防止法またはこれらに類する外国の法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
- ・記名被保険者による採用、雇用または解雇
- ・記名被保険者の業務の結果の効能、効果、性能または機能等について、明示された内容との齟齬またはそれらの不足
- ・人格権・著作権等の権利者に対して本来支払うべき使用料（被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず。）

【IT業務担保特約条項（オプション）固有】

- ・販売分析・販売予測・財務分析の過誤
- ・システム設計・ソフトウェア開発業務について、その業務の結果の引渡し（試用後の本引渡しを取り決めている場合は、その本引渡しをいいます。）前に、または引渡し後1か月を経過する時までには、損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれがあることを被保険者が認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その損害
- ・賭博（偶然の勝敗により財物や財産上の利益の得喪を争う行為をいい、競馬・競輪・競艇・オートレース・パチンコ・スロットを含みます。）に関する業務の阻害・停止
- ・記名被保険者以外の事業者の信用き損・信頼の失墜・ブランドイメージの低下・風評被害
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為またはそのおそれのある行為
- ・IT業務の遂行に起因して発生した次の事由（情報の漏えいまたはそのおそれおよび人格権・著作権等の侵害を除きます。）について、被保険者が負担する再発防止費用
 - ア. 他人の事業の休止または阻害
 - イ. 磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損（有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り。）
 - ウ. ア.またはイ.以外の不測の事由による他人の損失の発生

等

(※1)「サイバー攻撃による対人・対物事故担保特約条項」でこの一部を補償いたします。

(※2)「IT業務担保特約条項（オプション）」には、適用されません。

(※3)「情報の漏えいまたはそのおそれ」および「人格権・著作権等の侵害」を除きます。

(※4)「情報の漏えいまたはそのおそれ」を除きます。

<もし事故が起きたときは>

(右記の6つの費用:サイバー攻撃対応費用、原因・被害範囲調査費用、相談費用、コンピュータシステム復旧費用、その他事故対応費用、再発防止費用)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。

(緊急対応費用)

サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する(支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合を含みます。)より前に、引受保険会社(緊急時ホットラインサービスを含みます。)にその事象の発生についてご連絡ください。ご連絡がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。なお、保険金請求にあたってはサイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す情報のご提出が必要となります。

(上記以外)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。

(共通)

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

<ご加入者と被保険者が異なる場合>

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

<共同保険について>

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認下さい。

<示談交渉サービスは行いません>

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置ください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

<告知義務>

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

<通知義務>

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

<補償の重複に関するご注意>

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご

契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

<ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について>

- (1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

<加入者証>

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

<代理店の業務>

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*1))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*1) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

この保険は、一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会を契約者とし、加入会員企業を記名被保険者とするサイバーリスク保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会が有します。

このご案内書は、サイバーリスク保険およびこれに付帯する特約の概要を紹介したものであり、すべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、代理店までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、このご案内書にはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

☎ 03-4332-5241

<全国共通>

受付時間: 午前9時15分~午後5時

(土日祝・年末・年始を除きます。)

ご加入方法

詳細内容を確認したい場合

海上商事HP



※プラン外のため
個別に保険料を
お伝えします。

ご加入を希望される場合

売上高70億円以上

売上高70億円未満

上記海上商事HPまたは下記取扱代理店まで
お問い合わせください。詳細をご説明いたします。

代理店よりご案内いたします。加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上、
PDFにて代理店あてにメール送付いただき、保険料を下記口座へご入金
いただければ完了です。後日代理店より加入者証を送付します。

2026年2月16日(月)までにお振込みください。

※振込手数料は貴社の負担にてお願いいたします。

振込口座：三菱UFJ銀行 新宿中央支店
普通口座：5878943
口座名義：海上商事株式会社
(カイジョウショウジカブシキガイシャ)

※海上商事株式会社は一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会より「保険料集金業務」の委託を受けております。
※中途加入の場合の補償期間は、加入手続き月の翌月の1日午後4時から2027年3月1日(月)午後4時までとなります。
「加入依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、加入手続き月の月末までに保険料の払込が必要となります。
本保険に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

【取扱代理店】

海上商事株式会社 ☒ 1926@kaijoshoji.co.jp
(所在地) 〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-15
(TEL) 03-3320-4501 (FAX) 03-3320-4877

【引受保険会社】

幹事保険会社：

東京海上日動火災保険株式会社

(担当) ライフデザイン部 メディア・プラットフォーム室

(所在地) 東京都千代田区大手町1-5-1

(TEL) 03-5223-3585

(FAX) 050-3385-6545

非幹事会社：

損害保険ジャパン(株)

